



青葉ニュースレター

Vol. 71

2019年11月2日

はじめに

本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

免責事項

- 1.本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
- 2.青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
- 3.法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

青葉コンサルティンググループ:

香港: 香港灣仔港灣道 30 号新鴻基中心3階

TEL: (852) 2850 8990 FAX: (852) 2850 7151

北京: 北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL: (86-10) 6522 8158 FAX: (86-10) 6512 7168

広州: 広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL: (86-20) 3878 5798 FAX: (86-20) 3878 5337

目次

「日・中社会保障協定」が9月1日より発効.....	4
【背景】.....	4
【影響】.....	4
【主要内容】.....	4
個人取得の関連収入分に対して個人所得税課税所得項目の適用に関する公告.....	8
【背景】.....	8
【影響】.....	8
【主要内容】.....	8
2019 年外商投資参入における特別管理措置及び外商投資の奨励産業リスト.....	11
【背景】.....	11
【影響】.....	11
【主要内容】.....	11
集積回路及びソフトウェアの企業所得税における優遇政策延長.....	14
【背景】.....	14
【影響】.....	14
【主要内容】.....	14

「日・中社会保障協定」が9月1日より発効

【背景】

日中両国間では、経済貿易活動のためにスタッフの派遣が頻繁に行われている。日系企業の場合、日本からの派遣スタッフは中国勤務期間においても、通常日本の厚生年金等の社会保障制度に加入し続けている。しかしながら中国国内ほとんどの都市において、現地で勤務している外国人に対して中国社会保障制度の加入が強制されている。結果的に、日本人の被用者は日中両国の社会保障に同時に加入しなければならず、派遣コストの上昇につながり、日系企業も派遣スタッフの削減を考慮せざるを得なくなっている。企業にとっては、日中両国が「日・中社会保障協定」を調印することによって、年金制度の二重加入が解消されることがかねてより期待されており、今回の調印はまさにその要望に応えた、と言える。

【影響】

「日・中社会保障協定」は日中双方にとって利があり、中国に進出している日系企業のみならず、同様に日本で生活、仕事をしている中国技能実習生、特定技能実習生及びその他日本で仕事をしている中国国民にとっても同じように利のあることである。

【主要内容】

2019年5月16日、日中両国の政府は北京で「日・中社会保障協定」に関する外交文書の交換を行った。「日・中社会保障協定」によると、日本側は、中国の日本に所在する投資企業へ派遣される従業員・船員・客室乗務員・外交領事機関の職員・公務員の「国民年金（国民年金基金を除く）」「厚生年金保険（厚生年金基金を除く）」の納付義務を免除し、中国側は、上述の日本の該当人員の「被用者基本老齢保険」（中国語名：職工基本養老保険）の納付義務を免除する（養老保険以外の労災、医療、失業、生育保険は免除対象外）。この協定は2018年5月に李克強総理の訪日期間中に正式的に調印され、今年9月1日より発効する。免除期間が原則上5年と規定されており、延期の場合は事前の申請が必要となる。

この協定に関する交渉は2011年より正式的に始まり、2018年を以って双

方の政府は正式的に合意に達成したと宣言された。これまで中国が両国社会保障協定を調印した国家は、ドイツ、韓国、デンマーク、カナダ、スイス、オランダ、フランス、スペインならびルクセンブルクがある。

社会保障協定の要点

<適用人員>

中国において、日中社会保障協定の一般適用は、日本企業に雇用されている者で、すでに日本で社保に加入しており、この雇用関係において中国に派遣され、中国に所在する日本企業で働いている人員。

日本においては、社保協定は一般的に中国資本企業に雇用され、すでに中国で社保に加入しており、この雇用関係において日本に派遣され、日本に所在する中国企業で働いている人員。

<適用保険の種類>

中国において、協定の適用人員が免除される社会保険の種類は被用者養老保険に限定される。

日本においては、協定適用人員が免除される社会保険の種類は、国民年金、厚生年金に限定される。

内容	中国対日本人員	日本対中国人員
適用人員	中国へ派遣されている、且つすでに日本の社会保険に加入している就業者（従業員・船員・客室乗務員・外交領事機関の職員・公務員）	日本へ派遣されている、且つすでに中国の社会保険に加入している就業者（従業員・船員・客室乗務員・外交領事機関の職員・公務員）
免除保険種類	基本養老保険	国民年金、厚生年金

<p>免除期限</p>	<p>初回社会保険協定適用し、相手国の社会保険加入を免除する場合、期限は5年とする。</p> <p>協定発効前にすでに派遣された人員については、5年の期限は協定が発効された日より起算される。派遣期限が5年を超える場合、双方の主管部門の同意を経て、延長適用が可能である。</p>	
<p>派遣前の手続き</p>	<p>日本の年金事務所に「<u>適用証明書</u>」の交付申請</p>	<p>中国の社会保障管理センターに「<u>適用証明書</u>」(参保证明)の交付申請</p>
<p>派遣後の手続き</p>	<p>速やかに中国の社会保険料徴収機関(社会保障局等)に対し、「<u>適用証明書</u>」を提出</p>	<p>必要に応じ日本の年金事務所に、「<u>適用証明書</u>」(参保证明)を提示。また協定発効前に日本に派遣され就労している被用者の方は、「<u>適用証明書</u>」を提示の上、「<u>資格喪失届</u>」を提出する必要がある</p>

【法規リンク】

「日中社会保障協定の調印」

<http://world.people.com.cn/n1/2018/0511/c1002-29978608.html>

「日中社会保障協定が9月1日より正式発効」

http://www.sohu.com/a/321030048_120168744

「日中社会保障協定」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007416.html?_fsi=3krx2ztq

「中国に従業員を派遣する日本の事業主の皆さまへ」

<https://www.nenkin.go.jp/pamphlet/shaho-kyotei.files/012A.pdf>